

市第 123 号議案

横浜市建築基準条例の一部改正

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例

横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第53条の6第1項中「令」を「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）第2条の規定による改正前の令（次項において「旧令」という。）」に改め、同条第2項中「令第108条の3第4項」を「旧令第108条の3第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市建築基準条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市建築基準条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（建築物の主要構造部に関する制限の特例）

第 53 条の 6 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 5 年政令第 280 号）第 2 条の規定による改正前の令（次項において「旧令」という

。）— 第 108 条の 3 第 3 項に規定する建築物に対する第 6 条第 1 項、第 14 条、第 16 条第 2 項、第 18 条、第 23 条の 2、第 23 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 25 条第 3 項、第 29 条第 3 項、第 30 条第 2 項、第 33 条第 1 項、第 36 条第 3 項、第 41 条、第 43 条の 3 第 2 項、第 44 条、第 45 条、第 49 条並びに第 53 条の 4 の規定（次項において「耐火性能に関する規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 旧令第 108 条の 3 第 4 項
令第 108 条の 3 第 4 項に規定する建築物に対する第 16 条第 2 項（令第 112 条第 20 項に規定する構造物を除く。）、第 23 条の 4 第 2 項（令第 112 条第 20 項に規定する構造物を除く。）、第 29 条第 3 項、第 36 条第 3 項、第 41 条第 2 項、第 45 条第 1 項、第 49 条第 2 項（令第 112 条第 20 項に規定する構造物を除く。）及び第 53 条の 4 の規定（以下この項において「防火区画等に関する規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等に関する規定以外の耐火性能に関する規定の適用については、これらの建

築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。